宇治市概略発注方式の試行要領

1.目的

概略発注方式は、工事発注時の契約対象工種の一部分を、「主たる工種の直接工事費(概略発注工の対象工種を除く直接工事費)」に対する率で費用を一式計上し工事価格の算出を行うことで、発注事務の円滑化と応札者の積算業務の簡略化を目指すことを目的とする。

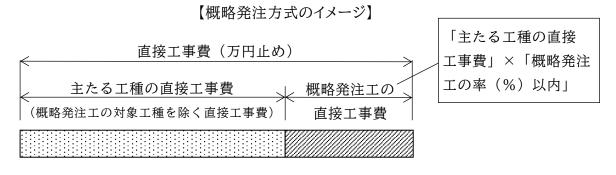
2.試行対象工事

令和5年4月以降に入札告示を行う予定価格が 6,000 万円以上の工事のうち、公 告及び特記仕様書に本試行の対象工事であることを明示した工事とする。ただし、建 築工事(設備を含む)は対象外とする。

3.内容

当初発注時の直接工事費の中から概略発注する工種(以下、概略発注工)を選定・ 集約し、主たる工種の直接工事費(概略発注工の対象工種を除く直接工事費)の総額 に対する率(%)により一式計上する。

率計上の金額は、直接工事費の総額が万円止めとなるよう、算出した率以内の金額を計上する。



4. 概略発注工の率及び金額の算定

(1) 概略発注工の率は、次式により算出する。

 $R=A/B\times100$

R: 概略発注工の率(%) ※小数第1位止め(小数第2位以下を切り捨て)

A: 概略発注工の直接工事費の合計額(円)

B:主たる工種の直接工事費(概略発注工の対象工種を除く直接工事費)の合計(円)

(2)概略発注工の金額は、次式により算出する。

 $Cg = B \times R / 100$

Cg' = Cg-F

Cg:端数調整前の概略発注工の金額(円)

Cg':端数調整後の概略発注工の金額(円) ※設計計上額

F :10,000 円未満の端数調整額(円)

Cg'は直接工事費の総額(Cg'+B)が万円止めとなるよう、算出した金額の10,000円 未満の端数を調整した額とする。

5.設計図書の構成(閲覧設計書)

- (1)直接工事費は「主たる工種」と、契約対象工種の一部を一式計上した「概略発注工」の合計で構成される。
- (2)主たる工種の直接工事費は、従来通りの方法で積算する。
- (3) 概略発注工は、「主たる工種の直接工事費」に対する率(%)で費用を一式計上したものとして設計内訳書に記載する。
- (4) 概略発注工の対象工種については、閲覧設計書内に名称、規格及び数量を明示したうえで、概略発注工の対象工種である旨の条件明示を行う。なお、金額については概略発注工の項目で率(%)にて一式計上しているため、対象工種の単価には金額を計上していない(二重計上の防止)。
- (5) 概略発注工に係る主たる工種の直接工事費に対する率(%)については、設計内 訳書における概略発注工に明示する。

6. 当初設計の運用

- (1)概略発注工の対象とする工種やその数に、制限は設けないものとする。
- (2) 概略発注工を含めた直接工事費の総額は万円止めとする。
- (3) 概略発注工の金額はすべての間接工事費等の対象とする(処分費や支給品等、間接工事費等の対象とならない工種が含まれている場合も同様とする)。
- (4)発注図面は従来通りの記載とし、概略発注工である旨等は明示しないものとする。
- (5)積算参考資料には、概略発注工の率及び金額の算定方法、間接工事費等の対象 区分等について明示する。
- (6) 当初入札時において、概略発注工の率の算出や内容、金額に関する質問は、受け付けないものとする。
- (7)契約後、速やかに、概略発注工を含めて設計照査を行うものとする。

7.変更設計(精算時)の運用

- (1)数量及び内容の変更の有無にかかわらず、概略発注工とした工種すべてを従来の 積み上げ積算に変更するものとする。
- (2)直接工事費の総額を円止めへ変更するものとする。

8.公告文及び特記仕様書への明示

公告文及び特記仕様書には、本試行の対象工事であることを明示するものとする。

【記載例】

公告文

- この工事は、契約対象工種の一部分を概略発注工として集約し、「主たる工種の直接工事費(概略発注工を除く直接工事費)」に対する率で一式計上することにより工事価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方式」の試行工事である。
- 「概略発注方式」の詳細については、特記仕様書、閲覧設計書及び積算参考資料を参照することとする。また、概略発注工対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、積上げ積算による変更契約を行うものとする。なお、当初入札時において、概略発注工の率の算出や内容、金額に関する質問は受け付けない。

特記仕様書

(概略発注方式の試行)

- 1 本工事は、契約対象工種の一部分を概略発注工として集約し、「主たる工種の直接 工事費(概略発注工を除く直接工事費)」に対する率で一式計上することにより工事 価格の算出を行うことで、当初契約時の入札手続きの簡素化を目指す「概略発注方 式」の試行工事である。対象工種については閲覧設計書、率及び率計上による金額 の算出方法等は積算参考資料を参照のこと。
- 2 本工事の当初発注時の直接工事費の総額は万円止めとしている。
- 3 対象工種の数量及び内容変更の有無にかかわらず、概略発注工とした工種すべて を積上げ積算により変更契約するものとする。また、変更契約時は直接工事費の総 額を万円止めから円止めへと変更するものとする。

9.附則

この要領は、令和4年5月1日から試行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から試行する。